

労務相談 110 番

いろいろな労務問題の 相談相手となります

今日の労使関係においては、日々様々な問題が生じています。複雑な問題も多く、対応に苦慮されている経営者や担当者の方もいらっしゃると思います。

また、そのような問題についてどこかに相談したいと考えても、従業員の方を対象とした相談窓口は多い反面、経営者の方が気軽に相談できる窓口がないのが現状です。

当事務所では、判例、法令等による専門的な助言により経営者目線で助言をいたします。

★例えば次のような労務相談に応じます★

- ・ 身元保証人に対して損害賠償請求はどこまで可能ですか？
- ・ 能力不足により従業員を解雇したいのですが、試用期間中であれば問題はありませんか？
- ・ 遅刻した時間と残業時間は相殺できますか？
- ・ 就業規則を作るときは、どんな点に注意すればよいですか？
- ・ メンタルヘルスで休職していた従業員が復職をしたいと申し出がありました。どんな点に注意が必要ですか？
- ・ 無断欠勤のまま連絡が途絶えた従業員を退職扱いにすることは可能ですか？
- ・ 職場でのパワハラに対して事業主責任が問われるのはどんな場合ですか？
- ・ 有休5日を確実に消化させるためには、どのように進めたらいいですか？

> お問い合わせフォームはこちら

さえき社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 佐伯 恵美子

〒862-0975

熊本市中央区新屋敷 3-12-16 法務ビル 301

Tel 096(363)2017

E-mail : saeki.sr@san.bbiq.jp